

第 8 7 期 中 間 決 算 公 告

平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日

大阪府岸和田市宮本町 2 6 番 1 5 号
株式会社 泉 州 銀 行
取締役頭取 吉 田 憲 正

中間貸借対照表 (平成 1 8 年 9 月 3 0 日現在)

(単位: 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現 金 預 け 金 | 17,620 | 預 金 | 1,649,874 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 35 | 譲 渡 性 預 金 | 39,540 |
| 商 品 有 価 証 券 | 216 | コ ー ル マ ネ ー | 70,506 |
| 有 価 証 券 | 442,007 | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 | 60,390 |
| 貸 出 金 | 1,486,258 | 借 用 金 | 58,144 |
| 外 国 為 替 | 3,628 | 外 国 為 替 | 364 |
| そ の 他 資 産 | 17,240 | 社 債 | 10,000 |
| 有 形 固 定 資 産 | 14,127 | そ の 他 負 債 | 9,078 |
| 無 形 固 定 資 産 | 116 | 賞 与 引 当 金 | 807 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 22,332 | 退 職 給 付 引 当 金 | 4,357 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 20,097 | 支 払 承 諾 | 20,097 |
| 貸 倒 引 当 金 | 8,955 | 負 債 の 部 合 計 | 1,923,160 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | 31 | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 44,575 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 3,976 |
| | | 資 本 準 備 金 | 3,974 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 2 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 37,542 |
| | | 利 益 準 備 金 | 1,629 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 35,913 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 35,913 |
| | | 自 己 株 式 | 72 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 86,021 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 5,511 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 5,511 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 91,533 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,014,694 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,014,694 |

中間損益計算書 (平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|------------|
| 経 常 収 益 | 22,714 |
| 資 金 運 用 収 益 | 18,335 |
| (うち貸出金利息) | (15,217) |
| (うち有価証券利息配当金) | (3,022) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 3,540 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 573 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 264 |
| 経 常 費 用 | 16,620 |
| 資 金 調 達 費 用 | 2,371 |
| (うち預金利息) | (1,665) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,975 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 203 |
| 営 業 経 費 | 11,385 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 684 |
| 経 常 利 益 | 6,093 |
| 特 別 利 益 | 311 |
| 特 別 損 失 | 34 |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 | 6,370 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 260 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 99 |
| 中 間 純 利 益 | 6,531 |

(中間貸借対照表注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|----|--------|
| 建物 | 3年~50年 |
| 動産 | 2年~20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,962百万円であります。
9. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 |

なお、会計基準変更時差異(5,059百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。
15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等いう。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式（及び出資）総額 7,684 百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 14,707 百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 272 百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,517 百万円、延滞債権額は 13,757 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 133 百万円であります。
 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8,142 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 29,550 百万円であります。
 なお、19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,602 百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 183,276 百万円
 その他資産 85 百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 997 百万円
 コールマネー 15,000 百万円
 債券貸借取引受入担保金 60,390 百万円
 借入金 48,000 百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 23,779 百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 16 百万円、保証金は 1,305 百万円であります。
25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000 百万円が含まれております。
26. 社債は、劣後特約付社債 10,000 百万円であります。
27. 1 株当たりの純資産額 184 円 11 銭
 「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる影響はありません。
28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。29. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 中間貸借対照表 計上額（百万円） | 時価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|-----|---------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 54,568 | 52,837 | 1,730 |
| その他 | 30,000 | 29,343 | 656 |
| 合計 | 84,568 | 82,181 | 2,386 |

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
 該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|---------------------|---------------|
| 株式 | 19,062 | 27,875 | 8,813 |
| 債券 | 176,607 | 174,559 | 2,048 |
| 国債 | 135,221 | 133,313 | 1,907 |
| 地方債 | 10,902 | 10,852 | 50 |
| 社債 | 30,483 | 30,393 | 90 |
| その他 | 99,803 | 102,331 | 2,527 |
| 合計 | 295,473 | 304,766 | 9,292 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 3,781 百万円を差し引いた額 5,511 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内容 | 中間貸借対照表 計上額(百万円) |
|---------------------|---------------------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | |
| 子会社・子法人等株式 | 7,214 |
| 関連法人等株式 | 180 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,118 |
| 内国非上場債券 | 44,159 |
| 非上場外国証券 | 0 |

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、233,923 百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が231,881 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | | |
|------------------|--------|-----|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 7,853 | 百万円 |
| 繰越欠損金 | 17,349 | |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 1,709 | |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 260 | |
| 有価証券評価損損金不算入額 | 3,714 | |
| その他 | 1,402 | |

繰延税金資産小計

32,291

評価性引当額

6,095

繰延税金資産合計

26,195

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

3,781

その他

82

繰延税金負債合計

3,863

繰延税金資産の純額

22,332

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 91,533 百万円であります。
 - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
 - (3) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示することとなりましたが、当中間期は該当ありません。
 - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
 - (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
33. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第 1 号平成 14 年 2 月 21 日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 2 号平成 14 年 2 月 21 日）が平成 17 年 12 月 27 日付及び平成 18 年 8 月 11 日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。
34. 当行で保有している銀行保証付私募債の貸借対照表への計上は、前事業年度までは有価証券に計上するとともに、支払承諾見返及び支払承諾にも計上しておりましたが、当中間期より親会社と会計方針を統一する目的で、有価証券のみの計上へ変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ「支払承諾見返」及び「支払承諾」がそれぞれ 44,014 百万円減少しております。
35. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、9.66%であります。

（中間損益計算書注記）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり中間純利益金額 14 円 22 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 13 円 58 銭
4. 「その他経常費用」には、貸出金償却 484 百万円及び株式等償却 92 百万円を含んでおります。
5. 「特別利益」には、償却債権取立益 216 百万円及び貸倒引当金戻入益 95 百万円を含んでおります。
6. 「特別損失」は、固定資産処分損 34 百万円であります。

第 8 7 期 中 間 決 算 公 告

平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日

大阪府岸和田市宮本町 2 6 番 1 5 号
株式会社 泉 州 銀 行
取締役頭取 吉 田 憲 正

中間連結貸借対照表 (平成 1 8 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|-----------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現 金 預 け 金 | 18,093 | 預 金 | 1,648,889 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 67 | 譲 渡 性 預 金 | 23,500 |
| 商 品 有 価 証 券 | 216 | コールマネー及び売渡手形 | 70,506 |
| 有 価 証 券 | 434,181 | 債券貸借取引受入担保金 | 60,390 |
| 貸 出 金 | 1,480,211 | 借 用 金 | 59,644 |
| 外 国 為 替 | 3,628 | 外 国 為 替 | 364 |
| そ の 他 資 産 | 21,860 | 社 債 | 10,000 |
| 有 形 固 定 資 産 | 19,791 | そ の 他 負 債 | 21,738 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,285 | 賞 与 引 当 金 | 865 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 24,298 | 退 職 給 付 引 当 金 | 4,384 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 21,571 | 支 払 承 諾 | 21,571 |
| 貸 倒 引 当 金 | 13,238 | 負 債 の 部 合 計 | 1,921,853 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | 30 | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 44,575 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 3,988 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 35,538 |
| | | 自 己 株 式 | 141 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 83,960 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 5,547 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 5,547 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 575 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 90,083 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,011,937 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,011,937 |

中間連結損益計算書 (平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|------------|
| 経 常 収 益 | 25,353 |
| 資 金 運 用 収 益 | 18,392 |
| (うち貸出金利息) | (15,260) |
| (うち有価証券利息配当金) | (3,021) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 4,590 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 1,986 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 383 |
| 経 常 費 用 | 19,288 |
| 資 金 調 達 費 用 | 2,379 |
| (うち預金利息) | (1,664) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 928 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 1,692 |
| 営 業 経 費 | 11,617 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 2,670 |
| 経 常 利 益 | 6,064 |
| 特 別 利 益 | 592 |
| 特 別 損 失 | 38 |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | 6,617 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 217 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 286 |
| 少 数 株 主 利 益 | 34 |
| 中 間 純 利 益 | 6,079 |

(中間連結財務諸表の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6 社

会社名

株式会社泉州カード
近畿信用保証株式会社
泉銀総合リース株式会社
泉銀ビジネスサービス株式会社
泉州ソフトウェアサービス株式会社
J S 企業育成ファンド投資事業有限責任組合

なお、J S 企業育成ファンド投資事業有限責任組合につきましては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 20 号平成 18 年 9 月 8 日) が当中間連結会計期間より適用されることになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1 社

会社名

株式会社バンク・コンピュータ・サービス

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 1 社

9 月末日 5 社

連結される子会社及び子法人等のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、連結される子会社及び子法人等の中間決算日の財務諸表を使用しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5 年間の均等償却を行っております。

(中間連結貸借対照表注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は主として移動平均法により算定) により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法 (定額法)、

その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原
価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部
純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法 (ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物
(建物附属設備を除く。) については定額法) を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按
分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年 ~ 50 年

動 産 2 年 ~ 20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,231百万円であります。
9. 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 |
- なお、会計基準変更時差異（5,066百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。
15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 25,457百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 272百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,827百万円、延滞債権額は15,233百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は133百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,252百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,447百万円であります。
 なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,602百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
- | | |
|--------------|-------------|
| 有価証券 | 183,276 百万円 |
| その他資産 | 85 百万円 |
| 有形固定資産 | 924 百万円 |
| 無形固定資産 | 324 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 997 百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 15,000 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 60,390 百万円 |
| 借入金 | 49,000 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券23,779百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち先物取引証拠金は16百万円、保証金は1,344百万円であります。
24. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
25. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。
26. 1株当たりの純資産額 179円80銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。なお、当基準適用による影響はありません。
27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」並びに「商品有価証券」が含まれております。28.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 中間連結貸借対照表 計上額（百万円） | 時価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|-----|-----------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 54,568 | 52,837 | 1,730 |
| その他 | 30,000 | 29,343 | 656 |
| 合計 | 84,568 | 82,181 | 2,386 |

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 19,132 | 28,058 | 8,926 |
| 債券 | 176,607 | 174,559 | 2,048 |
| 国債 | 135,221 | 133,313 | 1,907 |
| 地方債 | 10,902 | 10,852 | 50 |
| 社債 | 30,483 | 30,393 | 90 |
| その他 | 99,513 | 102,041 | 2,527 |
| 合計 | 295,253 | 304,659 | 9,406 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 3,827 百万円を差し引いた額 5,578 百万円のうち少数株主持分相当額 30 百万円を控除した 5,547 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内容 | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) |
|---------|-----------------------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,294 |
| 内国非上場債券 | 43,659 |
| 非上場外国証券 | 0 |

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、258,874 百万円であります。このうち、原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 256,832 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する連結事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 89,507 百万円であります。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示することとなりましたが、当中間連結会計期間は該当ありません。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していた賃貸資産及びソフトウェアは、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示しております。

- (7) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
31. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 20 号平成 18 年 9 月 8 日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
32. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第 1 号平成 14 年 2 月 21 日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 2 号平成 14 年 2 月 21 日)が平成 17 年 12 月 27 日付及び平成 18 年 8 月 11 日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
33. 当行で保有している銀行保証付私募債の連結貸借対照表への計上は、前連結会計年度までは有価証券に計上するとともに、支払承諾見返及び支払承諾にも計上しておりましたが、当中間連結会計期間より親会社と会計方針を統一する目的で、有価証券のみの計上へ変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ「支払承諾見返」及び「支払承諾」がそれぞれ 43,514 百万円減少しております。
34. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は、9.84%であります。

(中間連結損益計算書注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり中間純利益金額 13 円 25 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 12 円 65 銭
4. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,197 百万円、貸倒引当金繰入額 201 百万円、株式等償却 94 百万円を含んでおります。
5. 「特別利益」には、償却債権取立益 591 百万円を含んでおります。
6. 「特別損失」は、固定資産処分損 38 百万円であります。